

秩父事件の歴史的位置

——その蜂起の論理、世直し一揆との関係を中心に——

はじめに

近代が生み出した合理主義的思考に慣れ切ってしまった
ている現代人には、そうした合理主義が支配する以前の
思惟構造の内面にまでおりてゆくことは、なかなか容易
ではない。たとえば、それは僅か一世紀前のできごとに
すぎないのだが、民衆の解放願望をこめた土俗的乱舞を
伴う「ええじやないか」を、封建末期民衆の退廃現象と
規定し、「維新史上のナンセンス」と言って断罪したり、
又、「夷狄にそのかされた姦吏が脂をとり、血をしぼ
りに来る」と本当に思い込み、そうした恐懼から起った
徴兵令反対一揆を、「いや実は、農民たちは徴兵が賦役

稲田雅洋

労働（＝労働地代）的性格をもつことをかぎつけ、それ
に反対して立ち上ったのだ」と科学的に論証して納得し
たりするのはその表われであろう。前者には民衆蔑視が、
又後者には経済決定論と共に民衆＝善玉という志向が、
それぞれ認識の前提にあるのだが、実はそうして切り捨
てられてしまったナンセンスや、免罪に付されてしまっ
た非合理性の中に、民衆の思惟構造・世界観を知るカギ
がかくされているといえる。

秩父事件のさいの逮捕者の訊問調書の中に、蜂起した
農民軍が民衆に参加を呼びかけた言葉として、「徳川ノ
世ニスルカラ加勢ニ出ヨ」というのがある。こうした言
葉が蜂起を促すスローガンになりえたということは、苛

斂誅求をはじめ領主支配の恣意性にさんざん苦しめられ抜いたはずの民衆が、維新後の近代社会の強い攻撃の激しさの中では、そうした「徳川ノ世」を住みよい世の中として回顧していることを示しているのだが、進歩史観のドグマからは、そうした幻想的復古主義が、「ブルジョア民主主義運動」——秩父事件はその最も革命的なもの、従来言われている——にはたす役割を理解しえない。多くのひとは、百姓一揆↓自由民権運動↓現代の反体制運動というシエーマで歴史を見ているため、革命的蜂起などという、現代の運動の論理で判断・解釈して、そこに合理的理念を求めて、それ以外のものを看過しがちだが、そうしてできた蜂起像は虚像である。

そうした現代人の盲目さに対して、井上幸治氏の『秩父事件』（中公新書）は、事件の詳細な過程を追うことで眼を開かせてくれた。又、ここ二・三年來のジャーナリストティックな日本回帰ブームの中で、秩父事件への関心も高まり、諸史料の刊行や諸論稿の発表によって新事実が紹介され、古典の規定の一面性は大幅に修正されつつある。だが反面、研究が詳細になればなるほど秩父事件の独自性が強調され、民衆闘争史の中で浮き上ってし

まっている傾向があり、時にはヒーローの行動のみが賞讃されている場合すらもある。

私の課題は、秩父事件における参加民衆の意識形態や組織原理を民衆闘争史上に位置づけることにある。換言すれば、民衆が希い求めていった解放への志向がいかなる歴史的規定性をうけていたかということ、民衆の思惟構造の内面においていってみるということである。なお紙数の関係上蜂起前後の事実過程は一切省略する。

秩父郡の一農民柴岡熊吉は逮捕後の訊問に際して、自分が事件の指導者のひとりとなったことに対し、次の様に述べている。

昨今諸物価ハ下落シ秩父郡中ノ人民高利貸ノ為メ非常ニ困難貧者ハ益極貧ニナリ高利貸ハ益利欲ヲ逞クシ其慘状見ルニ忍ヒス因テ身命捨困民ヲ救フニ尽力スルモノト決シ田代栄助等ト俱ニ相謀リ暴徒ヲ起シタル次第ナリ望ハ達シテ高利貸ヲ斃シ貧民ヲ救助シテ後御処分ヲ蒙ルハ覚悟ノ筈ナリ予秩父郡中ハ埼玉県内第一ノ不便ノ地ナリ此末益高利貸ハ強欲ニシテ良民ヲ苦ムル

(17) 秩父事件の歴史的位罫

ハ又然ト相考ヘ唯良法ヲ建サセラレン事飽マテ奉願上
候右様ノ精神ニテ暴徒ノ巨魁トナリタル次第ナリ⁽¹⁾
自らの行動に対する強い誇りをもった、まことに堂々
たる確信に満ちた発言である。

事件に参加した農民は七・八千—一万人に及ぶが、そ
の事件とのかかわりあいには多様である。つまり右に引用
した柴岡のように準備段階から積極的に運動を担ったも
のもあるし、蜂起に至る過程でそうした指導者たちに同
調したものもある。更に蜂起の呼びかけに応じて参加し
たものや、農民軍の進行の途中で彼らから強制され参加
した者も少なくない。こうして参加形態はさまざまであ
り、そしてまた彼らのかけた願望は多岐に亘っているの
だが、そこに共通したものは、迫りくる生産と生活の破
壊の原因である——と彼らが信じた——高利貸を倒すこ
とであった。

事件は、抑圧が極限状況を越えたとき、すなわち日常
生活の維持がいかなる意味においても不可能になったと
き起ったのであるが、秩父郡下での農民の運動をみたと
き、彼らははじめからそうした形での解決をめざしたの
では決してなく、初期の段階にあっては、借金の据置・

年賦償還を債主より認めてもらおうとする運動を展開し
ていたのであった。そうした、いわば受身の運動から、
相手を打ち倒すことによってしか自らの救済はもたらさ
れないというところへの意識の転換・觀念の飛躍はいっ
たいどこからでてきたのであろうか。秩父事件における
蜂起の論理は、このことを見ることで知りうるであろう。

秩父郡における負債農民たちの運動がはじまったのは、
蜂起より約一年前の明治十六年の暮からであった。のち
に運動の中核として活躍する坂本宗作・高岸善吉・落合
寅市の、いわゆる秩父困民党トリオらが中心となり、郡
役所に対して、債主が農民から不当な取り立てをしない
よう、また借金の据置・年賦償還を認めてくれるよう説
論してほしいという請願書を提出したのである。その背
景には松方デフレ下での急激な物価暴落があった。たと
えば、生糸一斤当り価格は明治十五年の七円九二銭から
翌十六年には一挙に三円八八銭へと半値以下に下落した
のである。⁽³⁾このことは生糸の小生産者が多い秩父の農民
たちにとっては大打撃であった。こうした経済事情の下
に、宗作たちは郡下の農民たちの惨状を見るに見かねて
運動を起したのである。この意味でそれは、いわば自然

発生的運動であったといえる。

この種の運動は決して秩父に限られたものではなく、明治十六―十八年に、全国的に、とりわけ関東山村の養蚕製糸地帯に多く起ったものである。だがこうした請願はたいいていの場合却下されるのが常であった。宗作たちの請願も以後何回となく繰返されたのだが、郡役所は、高利貸の行為が法に悖るものでない以上干渉すべきでないという理由で却下し続けた。

農民たちの運動が新たな展開をするのは八月になってからである。春から夏は農繁期であったからである。この年の春蚕は不作であったが、それにも拘らず松方の財政政策によるデフレのため糸相場は安価であるという、農民にとつてのダブル・パンチは、彼らの危機意識を煽った。郡内各村及び周辺の男衾・榛沢郡に困民党組織がつくられ、宗作らの下に三十数ヶ村が組織された。

九月はじめ、運動の更なる発展をめざして、群馬事件の経験者であり、かつては軍談師でもあったという放浪の屋根板割職人の小柏常次郎と、郡内一帯に名声をもつ田代栄助とが指導部に迎えられた。そして新指導部の方針で同月末、多数の負債民による債主との直談交渉が各

地で展開する。だが、そうした直接行動はかえって農民たちを窮地に追い込んでしまった。督促状・召喚状・身代限処分が以前にも増して濫発されたのである。債主からの日々の攻撃の強化のまえに秩父農民たちの破滅はもはや必至であった。しかも郡役所も警察も債主の横暴を取締ってくれるどころか、逆に「法」を楯にとつて彼らを守り、むしろ農民たちの動向を探り出した。事態は一刻の猶予も許されなくなった。農民の間からは高利貸の打ちこわしの声が揚った。こうした彼らの力に押されて、十月中旬総代たちも会議を開き、十一日に決起することを決めたのである。

以上が蜂起決定までの簡単な事実経過であるが、状況が切迫し、現状のままでは生産と生活の破滅が必至であるという認識に立ったとき、観念が一挙に蜂起による解決へとストレートに飛躍してゆき蜂起決定となったといえる。だが蜂起による問題解決というのは当時の民衆の思惟構造とどのような関係があるのであろうか。

秩父蜂起を民衆思想史の観点から捉え、近世後半以降の民衆思想の核である「通俗道德」を軸にしてみたのは色川大吉氏である。氏の蜂起の論理は次のように要約さ

(19) 秩父事件の歴史的位

れるであらう。⁽⁴⁾

松方デフレの下で、農民たちはいかに勤勉に働き儉約に努めても負債は増える一方であった。そして誠意を尽して債主に延納を願い出ても認められず、又郡役所や警察署・裁判所は債主に一方的に味方するばかりであった。そしてこうした勤勞と誠心によって自己否定に自己否定を重ねていっても危機を克服できずに、その耐え難い極点にまで達したとき、自己にむけた視点と同じ視点を相手にむけ、彼らの道德的卑劣と不義を痛撃する自己の道德的優位を發見して、自己肯定へと転じたのである、と。

「通俗道德」に蜂起の論理を求める右の論述は説得性をもっている。だが氏の論理の前提としての事実認識に問題はないであらうか。つまり氏は坂本宗作らの請願運動の指導者を勤勉で真面目な、言ってみれば、典型的な「通俗道德」の体現者と捉えているが、その点はどうであらうか。諸史料で見ると、彼らはそうしたタイプの人間であるよりも、むしろ色川氏が官憲のデマであるとして否定した「やくざ者」であったといえる。否彼らばかりではなく、総理の田代栄助にしても、トリオにとつての「親分」にあたる副総理加藤織平にしても、みな

博徒であったのである。だが博徒といっても、当時の西関東の場合それは必ずしも無用・無頼の徒の代名詞ではない。博徒組織は幕藩期後半よりこの地域に浸透し、社会組織と複雑にからみ合って存在していた。それ故博徒であることが、一概に近隣の人々から嫌われる存在であることを意味せず、逆に博徒組織の強いこの地域では彼らは指導力をすらもっていたのである。

博徒は既成の秩序や權威と異なった独自の組織と規律をもつ。それ故時には強大な組織的抵抗を既成秩序に示す場合がある。また彼らの義侠心は、彼らを自己犠牲的行爲へと駆り立て、地域民衆の利害の代弁者とするところもある。ヤクザが近世以降の民衆闘争史においてこうした役割を担う場合は決して少いものではなかったが、秩父の場合でも宗作らトリオが請願運動を始めたことによ、また後に田代や加藤が幹部として入ってきたことによ、共に博徒的義侠心に支えられた側面の強くあることは否定できない。⁽⁵⁾そして同じことは彼らによる最終的な蜂起の決定にもいえる。

色川氏の論理には安丸良夫氏の「通俗道德」をとつてつけたようなきらいがないでもない。一般的に言つて、

もともと「通俗道德」が支配的な地域では民衆の暴力的な反抗にほとんど起っておらず、またそうしたタイプの人間は過激な行動に走ることはまずなかったであろう。思うに、宗作らがもし「通俗道德」的な人間であったならば、蜂起とは異なった危機の克服の方法を辛抱深く摸索していったのではなからうか。

以上のように彼ら指導部が蜂起へむかって進んでいったことには博徒的義侠心がはたした役割は大きい。しかし蜂起は数千の民衆によってなされたのである。そうであるかぎり指導部だけではなくそれら多数の民衆が蜂起を希求して観念を飛翔させていった秘密をさぐらねばならないであろう。

そこには、実は民衆の意識構造と密着した更に重要な次のような発想に基づいていたのである。いくつかの史料を掲げよう。

男衾郡西ノ入村の新井周三郎は小学校教員であったが、「村民ノ困窮ヲ目ノアタリ傍觀スルニ忍ヒス」⁽⁷⁾農民軍に身を投じ、甲大隊長として華々しく戦った人物である。彼は蜂起の目的について訊問された時、「今や世上不景氣ノ極ニ達セルヲ以テ之ヲ拯フテ世直ヲセントノ実ハ目

的ニ在リシナリ」⁽⁸⁾と述べている。また下吉田村の神官田中千弥は、蜂起農民が付近の村々を廻って述べた言葉として、「今回ノ一挙ハ天下泰平ノ基ニシテ貧民ヲ助ケ家録財産ヲ平均スルノ目的ナレバ穀銃器等ヲ供シテ兵力ヲ助クベシ」⁽⁹⁾というのを記録している。こうした例は他にも見られるが、それらは、当時の人々も、また参加者自らも、この事件を「世直し」として捉えていたことを示しているといえるだろう。

現状のままでは生活の破滅が必至であるという認識に立ち、その元兇たるものを打ち倒し、「家録財産ヲ平均」した世界を希求するという思维構造は、実は民衆にとって大へん馴染み易いものであった。それは「世直し」の観念の流れを汲むものであったが、「世直し」の観念とは、民衆の伝統的意識に深く根ざしたもので、安定した社会では眠っているが、社会的激動期に小生産者の生活基盤が根底から揺り動かされたとき、貧困と抑圧からの解放を求める民衆の願望・欲求に抛りどころを与えるものであった。⁽¹⁰⁾そしてこの観念に支えられた一つの典型的な龐大なる民衆のエネルギーの噴出は、幕末・維新时期に現出した世直し一揆であろう。中でも秩父郡名栗に端を

(21) 秩父事件の歴史的位

発した慶応二(一八六六)年の武州世直し一揆は、南は多摩郡から北は上州南部に亘る広域を席卷した大一揆であった。

慶応二年の世直し一揆と明治十七年の秩父事件とは、その原因たる生活基盤の破壊(『生活困窮』)の構造にちがいがある——実は、後述するようにこのちがいは大きな意義をもっている——が、共に破滅への危機意識において共通していたといえる。そして秩父事件において蜂起へと民衆を駆り立てていったものは、こうした危機意識に基づく「世直し」の観念であったのではなからうか。つまり、長い歴史的伝統をもつこの観念は、維新後の日本社会の近代化の中にあっても、民衆意識の世界にあっては生きつづけており、時として彼らを幻想的な解放の世界へと誘う導きの糸となったのである。

だがしかし、「世直し」の観念が蜂起への飛躍をもたらすバネとなったということから、ストレートに秩父事件を世直し一揆の範疇において捉えることはムリである。やはり事件に内在する実相にさらに迫ってゆかねばならない。

(1) 「柴岡熊吉訊問調書」「秩父事件史料」(以後『事件史

料』と略記)第二巻(埼玉新聞社出版部刊)六〇—一頁。

(2) 鎌田沖太『秩父暴動実記』(以後『実記』と略記)中の十九暴徒雑件。

(3) 『秩父市誌』五六七頁。

(4) 『明治の文化』一八二—一九頁。

(5) 安丸良夫「民衆蜂起の世界像」『思想』五八六号、一〇—一頁。

(6) この間のいきさつについて「小柏常次郎訊問調書・第二回」(群馬県議会図書室所蔵『秩父暴動ニ関スル書類編冊』(以後『書類編冊』と略記))は、次のような興味ある事実を語っている。九月初旬、トリオと新井悌二郎は小柏のもとに来て、「困民ヲ救フ事ニ付是非助力ヲ乞ヒ度心得成」と述べ、更に自分達の決意を次の様に述べるのである。「自分共ハ此迄博徒デアツテ此上ハ善人トナツテ万民ノ苦ヲ何分カ助ケタイト決心致居ルニ付家族財産ハ勿論身命ヲ捨ツルハ更ニ苦シクナイ故是非助力ヲ乞フ。博徒的義侠心が民衆的正義へと転化した際の、まさに名セリフである。また田代栄助も自らが総理となった時の心境を次のように言っている。「自分ハ生来強キヲ挫キ弱キヲ扶クルヲ好ミ、貧弱ノ者便リ来ル時ハ付籍致其他人ノ困難ニ際シ中間ニ立チ仲裁ヲ為ス事、実ニ十八ヶ年子分ト称スル者二百有余人今般井上伝三等ノ目論見タル四ヶ条ハ貧民ヲ救フノ要用ナルヲ信シ同意ヲ表シタル処総理ニ推サレタリ」(田代栄助第五回訊問調書『書類編冊』)。

(7) 「新井周三郎第二回訊問調書」『事件史料』第一卷八五頁。

(8) 同右八四頁。

(9) 田中千弥「秩父暴動雜録」(以後『雜録』と略記)『事件史料』第二卷五五七頁。

(10) 安丸良夫・ひろたまさき「世直し」の論理の系譜」『日本史研究』八五・六号参照。

二

秩父事件において蜂起した農民が徹底して破壊した対象は、地方官衙——郡役所・警察署・裁判所と、高利貸とであった。前者については後述とすると、高利貸民の攻撃が高利貸のみに限定されたということを考えてみると、それは、負債問題が原因であるという闘争の性格からして当然のことではあるが、幕末・維新期の世直し一揆と大きく異なる点である。たとえば武州一揆の場合には、横浜系商人をはじめ質屋・高利貸・米穀商等いわゆる「有徳の者」と目された豪農層は軒並み攻撃を受けている。⁽¹⁾ 秩父事件においても蜂起農民が高利貸以外の豪家に対して一時的に饗応を要求したり、軍用金の献納を強要した例はあるが、彼らに対して打毀しの意図は本

来なく、軍用金を受取った場合には、預り証や借用証まで発行しているのである。また農民軍の彼らへの対応は一般に殷勤であった。大宮郷の矢尾店は雜貨・酒・質商であったが、十一月二日蜂起軍の代表が来て述べた言葉は次のようなものであった。

「此度世直ヲナシ政治ヲ改革スルニツキ斯ク多数ノ人民ヲ嘯集セシ詛ナレバ当店ニテ兵食ノ焚出シ方ヲ万端宜シク頼ム扱テ高利貸營業者ノ如キ不正ノ行ヲナス者ノ家ニアラザレバ破却或ハ焼棄ナスナド決シテ致サズ又々高利貸ノ家ヲ焼キタリトモ其隣家ニ対シ聊カモ損害ヲ加エヌ故各々安堵致サレタシ……右ノ次第ナレバ当御店ニテハ安心シテ平日ノ如ク見世ヲ張り商業ヲ充分ニナサレタシ⁽²⁾」。更にこの店の日記はその夜の模様を次のように記している。「午後九時過キ焚出シ漸ク終リ休足セシ所へ該党幹事ヨリモハヤ是ニテ本日ハ兵食モヨキ故貴家ニテハ戸ヲ閉ヂ老人小兒ハ休スマセテクダサレ戸外ハ我等ガ警固ヲナスニヨリ心配ニハ及バズト度々云ヒ来ル故戸締ヲス⁽³⁾」。こうした丁重さは蜂起以前より攻撃目標を厳密に決めていたことに起因するのであろう。したがって自然発生的に波及してゆく性格の強かった世直し一揆の場

合は、とうてい考えられないことであつたと思われる。

こうした攻撃対象の限定は、彼らの言う「世直し」が世直し一揆の場合のように富・財産一般を問題にしているのではなく、高利貸の下に、不当に集められたそれを問題にしていることを示しているといえよう。つまり、「世直し」といい「家録^{（4）}財産ヲ平均スル」といい、共に言葉や用法それ自体は歴史的伝統的なものではあるが、その実体において目ざされたものは世直し一揆の場合とは異なつた限定的なものであつたといふことである。

こうした限定はいつたいどこから因つてきているのであろうか。実はこの問題はこの時期における農村危機の構造——貧民Ⅱ生活困窮者の生み出され方——と密接な関係をもっているのである。

幕末期の世直し状況は、周知のように開港後の急激な物価騰貴により自己の再生産を労働力の販売に依存する度合の大きい半プロ等の下層農民が危機に陥つたことにより到来し、それ故世直し一揆の主体は彼らが担ふことになつた。⁽⁴⁾これに対して明治十六・七年の農村危機は松方デフレに起因したものである。デフレの打撃は必然的に商品生産者に大きい。とりわけ維新後の貿易の拡大に

つれ我国の主要輸出品となつた生糸・茶の生産地帯にあつては、明治十年代のインフレ期には活況を呈し、経営の急速な拡大があつただけに、物価暴落は大打撃であつた。それ故この時期の生活困窮者とは必ずしも貧農・半プロ層のみを意味するのではなく、かなりの規模の小商品生産者をも含んでいた。そしてそうした農民に吸着することでの時期に急にふくれあがつたのが高利貸であつたが、この時期の高利貸とは幕藩時代の豪農の一側面としてのそれではなく、維新後の、とりわけ殖産興業政策の遂行を背景とした、商品生産のより急速な展開を前提としたものである。そしてそれは、書入れ形式を主とした農工資金貸付を専業とし、貸付会社や生産会社等の銀行類似会社の形態をとる場合もあつた。⁽⁵⁾もちろんその出自を見れば豪農も少なくないが、それ故この時期の農村危機は必ずしも農民層内部の対立を招来せず、むしろ豪農層が中心となり潜在的生活貧窮者としての下層農民をも糾合して、彼らの敵対者たる高利貸付資本と対立してゆくことになつたのである。秩父事件に限らず困民党等の負債農民騒擾の指導者に豪農層——言いならされた表現をすれば没落の危機に瀕した豪農層——が多い

のはこのためである。色川氏がかつて紹介した武相困民党の指導者の須永漣造や塩野倉之助も豪農であった。

こうして明治十年代の負債農民騒擾は幕末維新期の世直し一揆とは明確に異なる構造をもった闘争であるのだが、このような客観条件に規定されたこの二つの闘争の主要なトレーガーのちがいは、両者の闘争の主体的条件をも大きく特徴づけることになる。幕末の世直し一揆は武州の場合も、また慶応四年の上州の場合でも、すぐれて自然発生的性格が強く、それはまた分散波及的であった。それに比して秩父事件の場合、その蜂起ははるかに緻密かつ計画的であり、また全体としての統一性には格段の相違がある。後者においてそれが可能であったのは、強固な指導部の下に組織が統一されていたことにもよるが、それをも含めてより根本的には、組織の中核となつたオルグ・総代には豪農層が多く、それだけに各村内での統一を保ち易かつたことによるといえよう。また蜂起という形態にまでは至らなかつたが、武相困民党の組織の強固さが須永らの豪農層の敏腕に負うところがいかに大きかつたかについては、私が敢てここで述べるには及ばないであろう。

だが秩父事件は単なる困民党・借金党等の負債農民騒擾をも越えた質をもった闘争でもあった。本節の冒頭で指摘したように蜂起民衆は地方諸官衙をも徹底的に打ち毀したのである。ここに秩父事件が民衆闘争史上にもつもう一つの、積極的な意義がある。

この時期の「世直し」の観念は、それが農民の口から出るとき、たいいていの場合「自由党」とか「板垣公」とかと結びついていることは重要なことである。たとえば、蜂起中に武器を調達に各戸を廻っていた農民は、「今般自由党ノ総理板垣公ノ命令ヲ受ケ天下ノ政事ヲ直シ人民ヲ自由ナラシメント欲シ諸民ノ為ニ兵ヲ起ス味方追々増加シテ頗兵器ニ乏シ依テ刀劍槍銃等借用センタメ来レリ」と述べているし、また強制参加の呼びかけのさいも、「板垣公ト兵ヲ合シ官省ノ吏員ヲ追討シ压制ヲ変シテ良政ニ改メ自由ノ世界トシテ人民ヲ安楽ナラシムヘシ」と言つたという。

こうした「板垣公ノ世直し」は蜂起前より秩父民衆の心を強くとらえていたらしく、十月二十八日郡内の景況を探知に廻っていた警部は、農民の間で「今般自由党総理板垣退介世直シノ軍ヲ起スノ風声アリ」と報告してい

(25) 秩父事件の歴史的位罫

る。また県警本部警部鎌田沖太も蜂起前の郡内農民の動向として「加波山ノ一挙アリシヨリ秩父ノ人氣ハ頗ル活氣ヲ呈シ山老野夫ハ相語リテ曰ク廳テ板垣翁カ世直シノ軍カ始ラン然ラハ復タ安樂ノ世ノ中ヲ見ルヘシト期待セシモノノ如シ」と述べている。

これらの事實は蜂起という自分たちの行為を、民衆は「板垣公ノ世直シ」の一環としてとらえていることを示しているが、彼らが「板垣公ノ世直シ」を自分のものとしてつかむことはどのようなようにしてなされたのであろうか。自由党決死派が秩父地方と關係をもつようになったのは十七年に入ってからである。同年二月大井憲太郎の來遊を契機に、負債返済をめぐる運動をつづけていた坂本宗作らトリオらが入党したのである。しかし彼らにせよ、以前より党本部に出入りしていたという井上伝蔵にせよ、共に大井ら自由党決死派と同類のものとして位置づけることはできない。彼らにとって問題であったのは、あくまでも郡内の多数の負債農民をいかにすべきかであったのであり、そのかぎりにおいて、耕作農民を主体とした政治変革を摸索していた自由党決死派の思想は共感を生んだのであろう。

困民党の指導者が自由黨員であるとき、多くの民衆にとって、自由党とは当然ながら困民党とは不可分のものと思われ、井上幸治氏の指摘するようにそれは「自由困民党」として、負債問題の解決を担ってくれる存在であった。そして農民たちが自分たちの幹部である自由黨員の説く民権思想——それすらも本来のものとは異なっていたであろうが——を、己れの状況におきかえて理解したとき、自分たちの敵である債主をつねに擁護し、自分たちの要求を貫徹する上で障壁となっていた郡役所や警察・裁判所等は、もはやただひたすらに従うべき「おかみ」ではなく、債主と共に打倒さるべき対象として位置づけられてくる。一方自由党は、すでに解党論を打ち出していた現実のそれとは全く異なった幻想上の革命政党——日本全国の「世直シ」を遂行する政党——として捉えられてゆくのである。そしてそうした自由党の下で、権力機構と敵対しそれと闘う自分たちの蜂起は、「板垣公ノ世直シ」の一環であると捉えることで、自らの蜂起に大きな権威と確信とを与えてゆく。秩父事件における地方諸官衙への破壊の徹底性はこうした根拠に基づくといえよう。

『雜録』はそうした自信に満ちた一幹部の言を次のように伝えている。「吾輩既ニ国ノ為ニ兵端ヲ開キ戸長役場又大宮警察署及裁判所ヲ破壊シ、其書類ヲ焼キ棄タリ。官衙ヲ毀損スル既ニ政府ニ抗スルナリ。軍敗レバ必嚴刑ニ処セラルベシ。衆此意ヲ得テヨク力ヲ尽シ必勝ヲ期セヨ」。

こうして秩父事件は、負債からの解放という即自的問題から出発しながらも、幻想上の「板垣公ノ世直シ」を媒介として権力との対決をも射程内に入れたことで、政治的叛乱たる性格をもつたのである。それを伝統的「世直し」の観念の側からみれば、それは本来政治権力を相対化する性格が希薄であつたのだが、この期に至り民権思想というひとつの世界観をもつた政治思想と結びつくことにより民衆叛乱に根拠を与えるものとなつたといえる。それはまた民衆思想史上画期的な意義をもつたのであつた。

井上幸治氏の紹介により有名になつた、風布村のオルグ大野苗吉の「乍恐天朝様ニ敵対スルカラ加勢シロ」という言葉も、蜂起という意識の高揚時での発言ではあるが、この期において獲得された民衆の政治意識における

ひとつの高い水準を示すものといえよう。

こうして彼らが敵とみなすものが単に高利貸のみではなく国家権力をも自らの相手とせねばならなかつたが故に、彼らが手にするものは鉄砲・刀・槍等の武器とならざるをえなかつた。こうした戦う武器のちがひも、秩父事件を世直し一揆から区別するものである。また指導部はすでに蜂起以前より、国家との対決の必然を予感して軍事的対抗力を強く意識していた。加藤織平が中心となり弾薬製造を密かに進めていたし、田代栄助らも成果は少なかつたが軍資金めあてに豪家への押し込み強盗を企てたりした——こうした企図は明らかに自由党過激派の戦術の影響である——。

秩父事件は近世の諸一揆に比べてはるかに凄惨であつた。農民軍の側では、たとえば十一月三日、皆野に陣した二千余人のうち猟銃隊は八百人、刀槍隊は二百人であつたというし、一方それに対する国家権力の側も近代の軍隊を多数投入し、数度に亘る壮絶なる激戦で農民軍の側に多数の戦死者を出させている。こうした軍事的側面から見ても、秩父事件は近世の一揆を越えた叛乱的武装蜂起であつたといえる。

(27) 秩父事件の歴史的位罫

以上、秩父事件において蜂起民衆の志向したところのものを、主に世直し一揆との対比において見てきた。そして事件は、その客観的構造に規定された農民闘争史上の位置としては負債農民騒擾でありながらも、民権思想を媒介にした「板垣公ノ世直し」を幻想的に志向したが故に、単なる負債農民騒擾としての範疇を越えた、国家権力と対峙する民衆叛乱としての性格をもったことを明らかにした。

叙述は次に、意識の問題から組織の問題へと移る。

- (1) 『武州世直し一揆史料』(以後『武州史料』と略記)より引用すれば、「諸品高直ニ付穀屋共并横浜商人質屋高利金貸之者相潰しひ……」(一一〇頁)、「横浜あきなへの者第一并高利の金かし穀屋質屋両替屋地代官大惣代其他頭立ひ者打こわしひ事」(一一四頁)など。
- (2)(3) 「秩父暴動事件概略」『事件史料』第二卷五九三頁。
- (4) 佐々木潤之介「世直しの状況」『講座日本史5・明治維新』参照。
- (5) 明治前半期の地方金融機関の研究はあまりない。その中で朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』は、全国統計によるもので個別実証ではないが、事実関係を知る上で参考になる。
- (6) (7) 「雑録」『事件史料』第二卷五六頁。

(8) 「秩父暴動始末」『事件史料』第一卷三三五頁。

(9) 『実記』の二十、雑事集輯。

(10) 『秩父事件』八〇頁。

(11) 『事件史料』第二卷五五八頁。

(12) 世直し一揆においては打毀すべき対象があくまで偏在した富であって人ではなかったが故に殺傷のための武器は原則として手にしなかった。武州一揆の諸廻状には、「劍類は停止致し得物ニも野具を携へ……」(『武州史料』一六二頁)とか、「得物ハ鎌鋸斧等ノ農具ヲ持テ槍刀一切無用タルヘシ」(同一七三頁)とかあるが、これらは打毀しのため以外の道具は手にしなかったことを示しているといえよう。なお明治期に入ってから諸一揆で農民が竹槍等を所持するようになるのは、新政府による軍事的弾圧をふまえた対応であったといえよう。

三

秩父困民党の組織というところ、まず「総理田代栄助、副総理加藤織平、会計長井上伝蔵、参謀長菊池貫平、甲大隊長……同副隊長……」と四十名近くが名を連ねたあの有名な幹部の役名表を思い出す。たしかにあのような厳密な役付けは旧来の民衆闘争には見られなかったものであり、おそらくそこには徴兵令施行後の近代国家の軍隊

組織の影響や、近代的政治理念に明るかった菊池貫平・井出為吉等の知識に与かるところが大きかったといえるだろう。⁽¹⁾だがここではそうした指導部の組織についてではなく、一万近い民衆がそうした指導部の下に結集されていったのはいかなる論理によってであったかを問題にしたい。

秩父困民党の組織をみると、中央の指導部は以前からの運動の中心的担い手であり、かつ自由党员であったもの(《第一の部分と呼んでおく》)が構成しており、その指導部との連絡の下に各村や耕地をまとめて困民党の中枢を担ったもの(《第二の部分》)が村総代・オルグである。

そして彼らの下に結集されていた多くの負債農民(《第三の部分》)、すなわち困民党员が存在したのである。井上幸治氏は第一・第二の部分を含わせて一〇〇一—一三〇名とし、第三の部分を三千人としている。⁽²⁾それでは事件参加者を七・八千—一万人とすると、大半を占める残りの者(《第四の部分》)はいかにして蜂起に参加してきたのであろうか。

第三の部分は蜂起に先立ち、第二の部分たる総代やオルグたちから事情を知らされていたものが多く、「自由

党ノ会議アリ」とか「高利貸ヲヤツツケル」とかの連絡を受けるや、各村・各耕地ごとに農民軍に参加した。その動員力は各オルグ・総代の指導力や村内の結集力いかによる側面が強かったが、蜂起の最初の結集場所であった下吉田村近辺の村々からの参加者が多く、たとえば戸数一七五戸の石間村からは一八〇名も参加している。こうした事情について蜂起前夜の十月三十一日夜よりすでに行動を開始した金尾村の状況を掲げておこう。

本年十月三十一日夜貧窮人才ハ秩父郡吉田村⁽¹⁾杵ノ神社へ寄り集マレハ助カルト云フ事ヲ聞キ村内ノ者新井善吉新井梅太郎……其他モ居リシカ記憶セス銘々竹槍ヲ携帶シ風布村ニ至リタル処同村金毘羅山ニ凡百名程集マリ居リタリ依テ一諸ニ相成夫ヨリ吉田村ニ至リ杵⁽²⁾社ニ少シ休息ナシ居タリ⁽³⁾

だがオルグが動員した者すべてが同意のもとに参加したのではない。たとえば風布村の一農民は、「同村大野福松が先立ニテ凡十三四人武器ヲ携へ私方へ参リ鉄砲等ヲ携へ可能出旨申聞出テサレハ焼払フノ切ノト申ス故兇器ヲ携へ押出シタリ⁽⁴⁾」と述べている。前述の石間村の場合でもこうした強制参加が少なくなく、ある農民は、

(29) 秩父事件の歴史的位

「人足ニ出口ナケレハ焼キ払フト迫ラレ壱戸壱人宛出ル事ニ相談シ私共ノ耕地飯能(半納)ニテ二十七人其地ノ耕地ヨリ壱戸壱人ツ、ハ皆其夜ノ中ニ詰ロト申廻迄出タル」と語っている。農民たちの結集点たる下吉田村椋神社に十一月一日夜までに集った農民たちは二・三千人近いと思われ、その中には上州南部の多胡・緑野郡等より小柏常次郎や遠田宇市につられ、国境を越えて参加した者も数十名いたが、そこにも「出ナケレハ斬リ殺スカ又ハ焼払フ」と「脅迫」されて参加した者は多い。こうした被強制参加者は、農民たちが下吉田から小鹿野・大宮郷・皆野へと高利貸や官衙を征伐して進んでゆくにつれて増大する。前記の参加形態の第四の部分の加入である。ただこの場合は、たいてい農民軍がまず戸長役場に行き、戸長権限を行使させることにより村民を参加させてゆくという場合が多い。たとえば飯田村の場合をみると、「十二月二日午前二時頃小鹿野町ノ方ヨリ一群ノ暴徒鬨声ヲ発シテ押来リ各兇器ヲ携ヘ突然戸長役場ニ乱入シ呼テ曰ク我々ハ困民党派ノ者ナリ郡中ノ負債改正ヲ催セリ因テハ毎戸一人ノ人夫ヲ差出スヘシ若シ猶予スルニ於テハ放火又ハ殺戮ヲ加ヘント云」ったという報

告が後から出されてる。そしてこのような形の「来襲」を郡内のほとんどの戸長役場が受けたことを「秩父暴動始末六」は伝えている。

このようにして蜂起軍の暴力的権威を背景にしながら参加の「云ヒ継キ」が公的ルートによって村内を廻るのである。実は、万という単位の民衆が事件に参加した背景には、こうした参加強制——史料上では、その呼びかけをすることを「煽動」と呼んでいる——があったのである。こうした暴力的権威に支えられた強制力がなければ、たとえいかに生活困窮の実感が多くの民衆の心をとらえていたとしても、かくも多数の参加者を生み出すことはできなかつたであろう。

ところでこうした参加強制はいったい何に基づく発想なのであろうか。当時、事件を報じた多くの新聞は、事件が博徒たちによってひき起されたものとして伝え、こうした強制をあたかも博徒に相応しい行為としてしているが、はたしてそうであらうか。実はこの参加強制にしても、また前述の焚出し等饗応の強制にしても、それは別だんこの事件に限ったものではなく、近世の民衆闘争においてしばしば見られたものであり、とりわけ世直し一揆に

とつては組織原理の重要な一環であつたのである。たとへば『武州世直し一揆史料』からも「廻文ニテ我等野(吾野)谷つを始め近辺不残、十五才より六十才迄無不参野具を携駈加り可申、若異儀ニおゐてハ直様焼打可申旨村継に敵重申廻(廻)」とか「村々打毀し人足差出スヘシ、若シ人足差出サルニ於テハ残ラス打毀スヘシ」とかの表現を数多く見出すことができるのである。このように参加強制は世直し一揆においても組織形成の原理であつたのであり、それが秩父事件においてもそのまま継承されているといえる。

農民軍が参加強制をするさいに戸長を通じて行なうのが多かつたこともまた、歴史的根柢に基づくものであつた。彼らが戸長役場を襲つた一因には、そこにある公証割印簿をはじめとする諸帳簿を焼きすてるという目的があつたのだが、近世史からの視点を入れて考えると更に重大な意義をもってくる。近世の百姓一揆においては「一村切」「一村限」の結集を土台とすることが多く、蜂起を他村に要請する場合村役人を通ずるのがふつうであつた。そうした村落秩序を利用した一村全戸の参加強制が諸大一揆の基礎であつたといえる。戸長とは旧名

主・庄屋が維新後に単に名称を変えただけのものではないが、村落内の位置においても、また民衆の意識においても、両者の間にさほど大きな差はなかつたであろう。とすれば蜂起のさいにそれが同じ位置づけをもつたのは当然のことである。

蜂起という状況の中で、参加強制というものを更めて考えてみよう。蜂起する側からいえば道徳的正しさが自らにある以上そうすることは当然であつたが、またそのようにして多くの民衆を自らの下に結集してゆくことによって逆に自らの権威を確立していったともいえる。一方強制をうける側にしても、彼らが単に暴徒からの被害者であつたのではない。農民の中には蜂起の知らせが伝わるや、竹槍や脇差を用意して「煽動」の来るのを待っていた者さえいるのである。多くの民衆にとって「煽動」とは不安と期待とがないまぜになつた気持で迎えたものであつたらう。

参加強制は前近代社会の民衆が蜂起という行動に自らを飛躍させてゆく重要な槓杆であつた。彼らは蜂起した集団の権威から強制され、それに加わることによって、自らを内外から縛っていた日常の諸規制からふっ切られ、

(31) 秩父事件の歴史的位罫

彼らの内部に眠っていた厖大なエネルギーが噴出することになるのである。そしてこうした強制によって参加した部分を蜂起集団がどれ丈結集しうるかが、前近代社会における闘争の帰趨を決する重大な要素であったのである。

こうした点からいえば自覚的誓約集団の組織に基づく民権運動のような近代の諸闘争とは明らかに異なる組織原理であったといえる。秩父事件を考える場合、綿密な準備と強固な指導力をもった中央指導部や中核の存在は、いかに強調してもしすぎるといふことはないのであるが、実際の蜂起にあたり、組織力の大半が被強制参加者に基づいていたかぎりにおいて、それは近世の諸一揆に近いものであったといえよう。

ではこうした被強制参加者は、実際の参加後の行動においていかなる役割を担ったであろうか。訊問調査から見るかぎりでは、途中から逃げ帰ってしまった者も少なくないが、しかし必ずしもそうした部分ばかりでは決してなかった。たとえば事件中最大の激戦であり多数の死者を出した金屋の戦闘においても、又敗走後の最後の戦いであった信州馬流の戦闘においても、こうした形で

の参加者は見られるのである。

更に彼らの動向を示す史料を示しておこう。山中谷とよばれる上州南甘楽郡の神流川一帯からの事件参加者は、みな秩父から信州へ転戦してゆく菊池貫平の一団による強制によって参加した者である。彼らははじめ脅迫におびえつつ菊池たちに従っていった。だが白鉢巻をして竹槍を持ち「ヤーヤー」と「鯨ノ声」をあげていると、いつしか日々の生活からの解放を感じ、農民軍と同化している自分に気がつくのであった。その時の心境を彼らは次のように告白している。「初ノ程ハ一寸ノ人夫ノ積リニテ出タレハ暴徒ノ勢ヒ盛ナルヲ以テ其勢ニ乗シ加担スルノ心ニナリ大日向村マテ随行致シタル……」。最初賊ノ脅迫ニ恐レ一時ハ白井村迄参リシモ内変心面白クナリ終ニ信州路へ参リタル……」。「峠ヲ越スト面白クナリ只ヤアヤアトイフ声ヲアゲ……」。

蜂起という事態は、すでにいかなる意味においても民衆の日常世界を越えている。ここでは彼らの集団的暴力の行使によって日常性の論理が停止し、既成秩序に反逆する非日常性が支配しているが故に、ふだんの日常生活においては到底実現しえぬものと諦め、抑えていた欲求

や希求が、またふだんにあっては脳裏に浮かび上ることさえなかつたさまざまな解放への願望が、一挙に噴出して燃え上る。また蜂起以前には思つてもみなかつた力が内面に溢れ予想に絶した行動をもする。こうした非日常的な意識の昂揚に媒介されて、近世の民衆蜂起にさいしては無数の無名の英雄が生まれ出たが、秩父事件の場合決してその例外ではなかつた。右の山中谷の農民たちもいつしか上信国境を越え、南佐久郡各地を転戦してゆくにつれ、やがて今度は自分たちが参加を呼びかける側にまわつてゆく。そして時には「(高利貸を) 毀シテ貫ハナクテハ困ル」とその地域の民衆の希いに応じて第九国立銀行をはじめ高利貸の「取片付ケ」を行い、更に群がり来る者たちに衣類や天保銭を「分ケテ呉レ」る存在——まさに「世直しの神」である——にまでなつてゆくのである。

蜂起という非日常の世界において噴出する彼らの願望は、彼らのいでたち・服装からもその一端を垣間見ることが出来る。『実記』には次の様な個所がある。「暴徒ノ扮装ハ農人普通ノ時服乃チ筒袖引草鞋ニシテ更ニ暴徒一般ノ目標タル白鉢巻白襪ナリシ小隊長及相当ノ位置ニア

ル者ハ紋付ノ羽織袴ニ大小刀ヲ佩ヒタリ総理ノ如キハ羽織ハ黒斜子ノ紋付ニテ袴ハ仙台平ノ類ナリ大小刀ヲ佩ヒ黒ノ高帽ヲ冠リ雪駄又ハ麻裏ヲ履キ恰モ維新時代ノ諸藩士ノ如シ而シテ小隊長等ハ各小旗ヲ襟ニ狹ミ大隊長等ハ之ヲ携ヘタリ」⁽¹³⁾

農民軍は彼らの印として白鉢巻ないし白タスキをした。訊問調書などから「煽動」による被強制参加者にもそれらが与えられたことを知りうる。右の「総理」とは田代をさすのであろうが、彼のみでなく他のリーダーたちも紋付羽織袴を着て、小旗をひるがえしていたことは興味深い。そうしたいでたちはかつての武士の戦う晴れ姿であり、戊辰期の諸戦闘や土族反乱のさいの服装に近いものであつたのであろう。そしてそうした姿こそは「身命ヲ抛ツテ」決起した彼らのまさにハレの日の姿であつたのかもしれない。また農民の中には、打毀しに入つた高利貸の家より羽織等を引き出し身にまとう者もあつたが、「羽織袴で二本差」とは農民にとつては強者のイメージであり、長い間抑圧されてきた彼らの憧憬の姿であつて、自らの力でその抑圧を打ち破つて作り出した解放世界においてはおじめて具現した姿であつたのである。そして自

(33) 秩父事件の歴史的位

己の肉体がそうしたイメージと一体化してゆくと、今までは感じたことのない異常なまでのエネルギーが体内に滾り到底自分でも思ってみなかつたヒロイックな行動へと自分を駆り立てていったのであろう。こうしたことは単に鉢巻をシタスキをかけるだけの場合であってもあったことはさきの山中谷の農民たちの述懐の通りである。さて本節では秩父事件の組織原理を見てきたわけであるが、そうした観点から見ると、前述のように、民権運動などとは全く異なり近世の一揆に近いものであったが、ここで前節で見たことと重ね合わせて考えてみよう。秩父事件はその意識において明治天皇制国家と対峙する叛乱的性格をもち、郡内の治安・行政を完全にマヒさせるものであったが故に、大量の軍隊の投入を呼ぶことになった。こうして事件は組織原理を越えた過分なる課題をも背負い込んだものといえるが、それは明治十年代という時代において農民の叛乱がもたざるをえない必然性でもあったろう。そして「板垣公ノ世直シ」が幻想であるかぎりにおいて、いかに勇敢に戦う無名戦士を生み出したとしても、圧倒的装備をほこる近代的軍隊のまえには敗れざるをえなかつたのである。

- (1) 彼らがいかに近代的知識に明るかつたかについては井上孝治「井出為吉の沈黙」「伝統と現代」一六号(世捨て)、井出孫六「峠の魔道」「展望」一九七二年十一月号、同「菊池貫平」「別冊経済評論」一九七二年冬期号(日本のアウトサイダー)参照。
- (2) 『秩父事件』八四・五頁。
- (3) 「桑原定八訊問調書」「書類編冊」。
- (4) 「暴徒一件書類(警視部)」より「坂本栄作訊問調書」「事件史料」第二卷九頁。
- (5) 「新井茂吉訊問調書」「書類編冊」。
- (6) 「小暮甚三郎訊問調書」「書類編冊」。
- (7) 「秩父暴動始末六」「事件史料」第一卷三五頁。
- (8) 「暴徒一件書類(警視部)」「事件史料」第二卷四・七頁。
- (9) (10) 『武州史料』一六〇頁、一七三頁。
- (11) こうした点については深谷克己「百姓一揆の思想」「思想」五八四号参照。
- (12) 「山口重四郎訊問調書」「今井宇太郎訊問調書」「書類編冊」。
- (13) 『実記』の十九暴徒雑件、二武装。

四

秩父事件については他に論ずべき点が多い。たとえば

庄殺の構造を考えてみると、(1)近隣諸郡、とりわけ上州南部一帯——デフレの打撃のきびしさといった客観条件からいえば蜂起した地域とさほど大きな違いはなかった地域であるが、——においては、上から編成された自警団が潰散後の農民たちの鎮圧・捕縛に積極的役割をはたしたこと、(2)諸報道がただひたすらに暴徒の罪状を発きたてて秩父事件の社会的孤立化をはかったこと、等は更に追求されねばならない問題である。

(2)に限って簡単に敷衍すれば、諸新聞の中には、蜂起の原因にまで眼を向けたものもなくはないが、やはり全体としては「暴徒」「暴動」という視点で貫かれていたといえる。中でも政府系の『東京日々』は最も詳しく報道したものであるが、「過激粗暴ノ徒」「自暴自棄の妄像」「実ニ忍ビザルノ惨酷ノ所業」と最大級の言辞で非難した。また当時の一般の民権家たちの評価も、これほど極端ではないにしても、それと明確に質的に異なるほどの違いがあったといえるものではなかった。

更に事件が一般の民衆の耳に入るのは『秩父ぼうどうたいさんくどき』とか『時勢阿房太郎経』とかの大衆に馴染み易い形をとってであったが、そこでは「通俗道

徳」のもつ保守性に反発を抱かせるトーンに歪曲され、事件が既成秩序強化のための、いわば反面教師として流布されていったことは、色川大吉氏の説く通りである。⁽²⁾

こうして山村農民たちが希い求め、瞬時に垣間見た幻の解放世界は、全社会的孤立化の中で封殺されていった。そして参加した農民たちにしても、やがて治安が回復し支配秩序が再び彼らの上を被ってくると、かつてはいかに高い意識の飛躍・展開があったとしても、それは蜂起という非日常的状况下のものであったかぎりにおいて、それを日常世界に定着することは困難であった。こうしたコンテクストの中でその後の人民闘争史との関係を少し述べておくと、秩父事件は出発点は即自的要求運動から出発しながらも、蜂起として現出し、自らの求める世界をとことんまでつきつめ、妥協・とりひき等を一切排除するものであったかぎりにおいて、条件闘争とは全く異質なものであり、それ故運動としては継承されにくいものであったといえる。しかもその蜂起の論理が「世直し」という土俗的觀念に基づく以上、近代社会の展開は、なおさらそれを困難にしていたといえるであろう。

明治以降において秩父事件にはじめて本格的に注目の

眼を向けたのは堺利彦であつた。⁽³⁾しかしそこには社会主義者としての観点からよりも、近代社会の展開につれて柔軟に自己変革をとげていった堺個人のパーソナリテイ¹に基づいている面が強い。激化事件から初期社会主義運動へという系譜もよく言われるものであるが、そこには何ら継承関係はない。国家権力の相対化という点に共通項を見出すこともできないが、後者の場合のそれは外来の理論であつて、前者のそれとは全く異なる論理から成り立っていることは敢て言うまでもあるまい。

そして秩父事件がその後の日本近代社会に対して何らかの主張をもっているとするれば、それはまさにこの点にこそ、すなわち日本の反体制運動・思想のほとんどがこうした日本的土着的なそれとは全く切り離されたところで展開していったというところに、あるといえるだろう。

(1) 同紙、明治十七年十一月六日号。

(2) 『明治の文化』のV民衆意識の峰と谷。

(3) 「秩父騒動」(昭和三年)。

(一橋大学助手)